

## 第3章 災害情報通信計画

災害情報通信計画は、災害関係の気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに地震・津波情報の収集及び伝達、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達を迅速、確実に実施するための計画である。

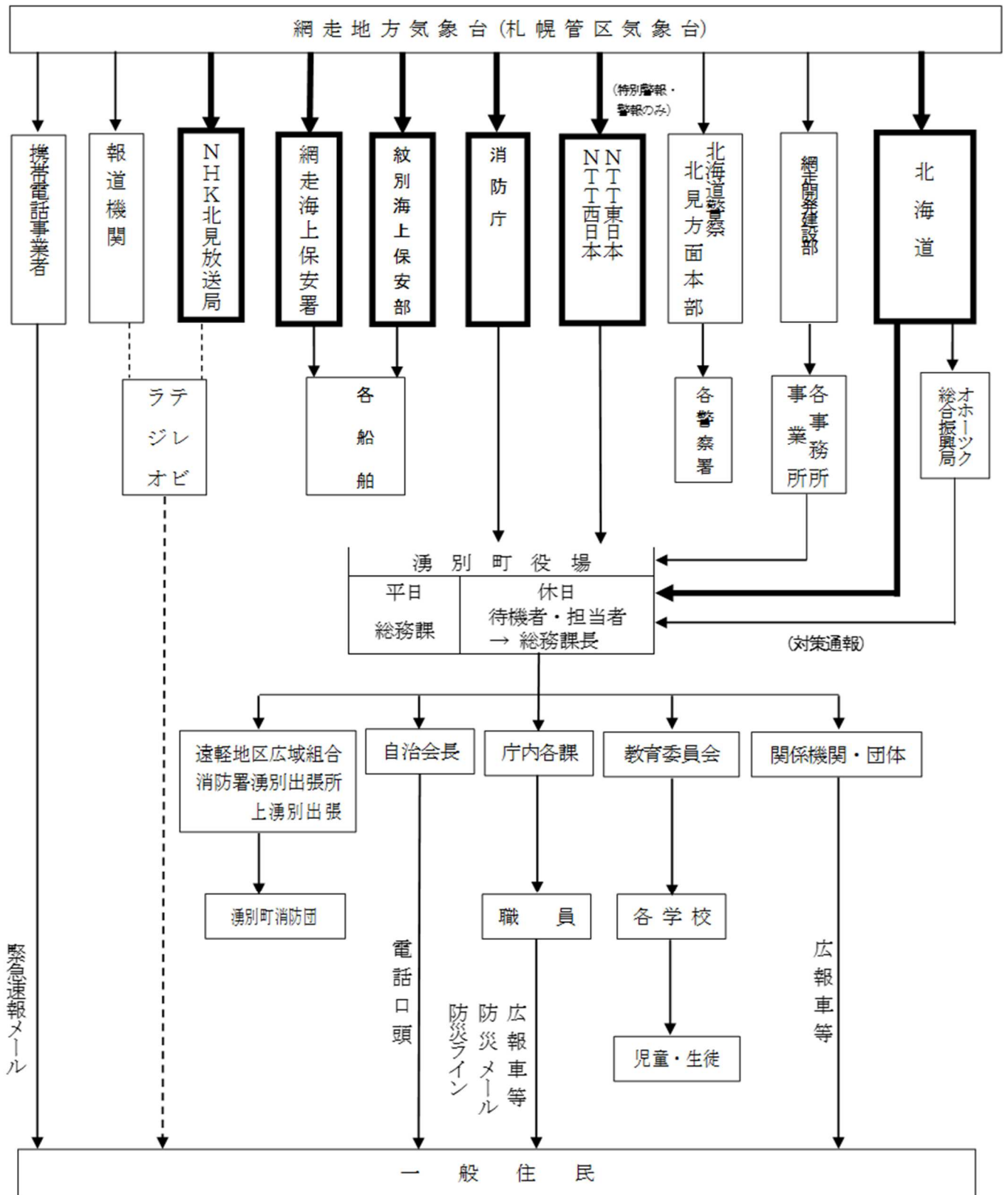
### 第1節 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに地震・津波情報の伝達計画

#### 1. 気象警報等の伝達系統

気象警報等は、次の気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統図及び津波警報等の伝達系統図に基づき、電話、無線その他最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

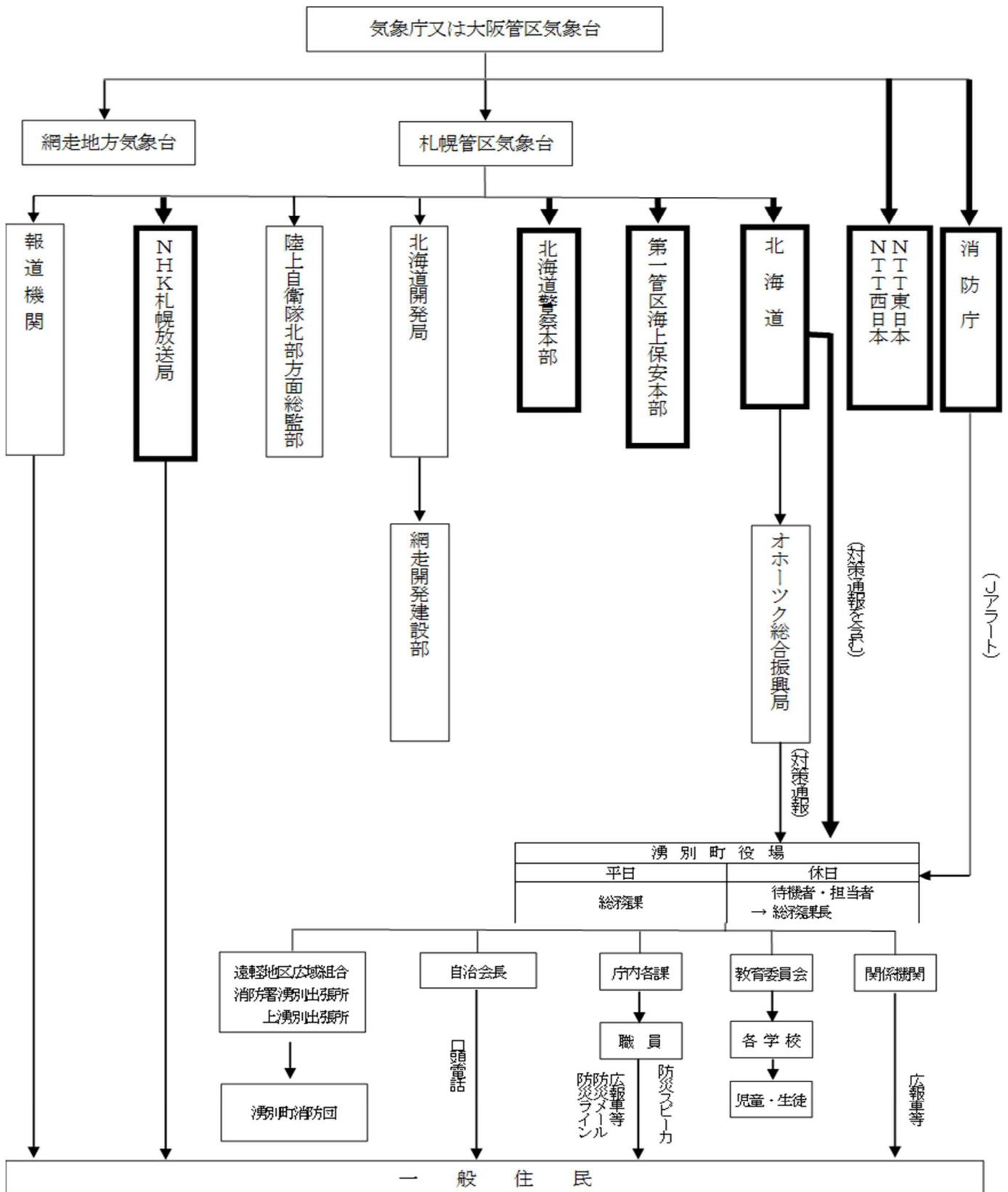
- (1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに地震・津波情報は、通常の勤務時間中は総務課が、勤務時間外は待機者または担当者が受理する。
- (2) 北海道総合行政情報ネットワークシステム及び NTT 東日本より気象警報等を受理した場合は、直ちに総務課長に連絡をとり指示を受け、必要に応じて関係課長等に連絡をするとともに、関係機関、団体、学校及び一般住民に対し気象警報等発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。
- (3) 地震が発生し、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により緊急地震速報、地震情報、津波警報等を受理したときは、直ちに総務課長に連絡をとり指示を受け、必要に応じて関係課長等に連絡をするとともに、関係機関、団体、学校及び一般住民に対し地震・津波情報発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。
- (4) 洪水警報・注意報及び湧別川の洪水予報を受理した場合は、直ちに総務課長に連絡をとり指示を受け、必要に応じて関係課長等に連絡をするとともに、関係機関、団体、学校及び一般住民に対し洪水警報等発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。

気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統図



※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。(気象業務法第15条第1項)  
 ➡ (太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。  
 緊急速報メールは「気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報」が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

津波警報等の伝達系統図



※太線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。

➡ (太線) は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

緊急速報メールは大津波警報、津波警報が対象沿岸地域に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

## 2. 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

## (1) 特別警報発表基準

種類	基 準
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

## (2) 警報発表基準

警 報	基 準	
暴 風（平均風速）	陸上 20m/s、海上 25m/s	
暴風雪（平均風速）	陸上 18m/s、海上 25m/s、雪による視程障害を伴う	
波 浪（有義波高）	6.0m	
高 潮（潮 位）	1.4m	
大 雨	（浸水害） 表面雨量指数基準	11
	（土砂災害） 土壌雨量指数基準	126
洪 水	流域雨量指数基準	中土場川流域=13.7 サナブチ川流域=7.6 芭露川流域=13.5 志撫子川流域=8.2 計呂地川流域=10.9 ポン川流域=4.3
	複合基準	湧別川流域=表面雨量指数 5, 流域雨量指数 18.2
	指定河川降水予報による基準	湧別川 [遠軽・中湧別]
大雪（12 時間降雪深）	50cm	
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量 90mm	

## (3) 注意報発表基準

注 意 報		基 準
風雪（平均風速）		陸上 10m/s、海上 15m/s 雪による視程障害を伴う
強風（平均風速）		陸上 12m/s、海上 15m/s
波浪（有義波高）		3.0m
高潮（潮位）		1.0m
大雨	表面雨量指数基準	6
	土壌雨量指数基準	86
洪水	流域雨量指数基準	中土場川流域=10.9 サナブチ川流域=6 芭露川流域=10.8 志撫子川流域=6.5 計呂地川流域=8.7 ポン川流域=3.5
	複合基準	湧別川流域=表面雨量指数 5, 流域雨量指数 16.4 サナブチ川流域=表面雨量指数 5, 流域雨量指数 4.8 ポン川流域=表面雨量指数 5, 流域雨量指数 2.6
	指定河川降水予報による基準	湧別川（遠軽・中湧別）
大雪(12 時間降雪深)		30cm
雷		落雷等により被害が予想される場合
乾 燥		最小湿度 30% 実効湿度 60%
濃 霧（視 程）		200m
霜（最低気温）		3℃以下
な だ れ		24 時間で降雪の深さ 30cm 以上、又は積雪の深さ 50cm 以上で日平均気温 5℃以上
低 温	5 月～10 月	(平均気温) 平年より 4℃以上低い日が 2 日以上継続 (最低気温) 平年より 8℃以上低い
	11 月～ 4 月	
着 雪		気温 0℃くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続
着 氷（船 体）		水温 4℃以下、気温 -5℃以下で風速 8m/s 以上
融 雪		融雪に相当する水量と 24 時間雨量の合計 70mm 以上

## (4) 地震動警報及び地震動予報

種類	発表名称	内 容
地震動特別警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度 5 弱以上の揺れが予想されたときに（※）、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合を特別警報に位置づける。
地震動警報		
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度 3 以上または長周期地震動階級 1 以上、マグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに発表するもの。

※ 2 箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

## (5) 津波警報等の種類及び内容

種類	内 容
大津波警報 (特別警報)	該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれ著しく大きい場合に発表する。
津波警報	該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれがある場合に発表する。
津波注意報	該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
津波予報	津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

## (6) 津波警報等の発表基準

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想の高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想の高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m<予想の高さ≤1m)	(表記なし)	海の中では速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

## (7) 津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

## (8) 地震情報の種類と内容

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生後約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」、または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 1 以上 ・津浪警報または津波注意報発表時・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した震度を発表 それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方の格子毎に推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表  日本や国外への津波の影響についても記

	発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	述して発表
長周期地震動に関する観測情報	震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合。	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 (地震発生から 10 分後程度で 1 回発表)

## (9) 津波情報の種類と内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報等の発表基準の表に記載)を発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波到達時刻や高さを津波予報区単位で発表



### 3. 気象警報等の伝達方法

気象官署等の気象警報等の伝達方法は、前述によるがこの情報の伝達を迅速的確に行うため、伝達方法は次のとおりとする。

#### (1) 伝達方法

気象官署から通報された気象警報等を受けたときは、電話その他最も有効な方法により関係機関等に通知する。(別表 1、別表 2)

#### (2) 夜間、休日等における気象警報等の取扱い

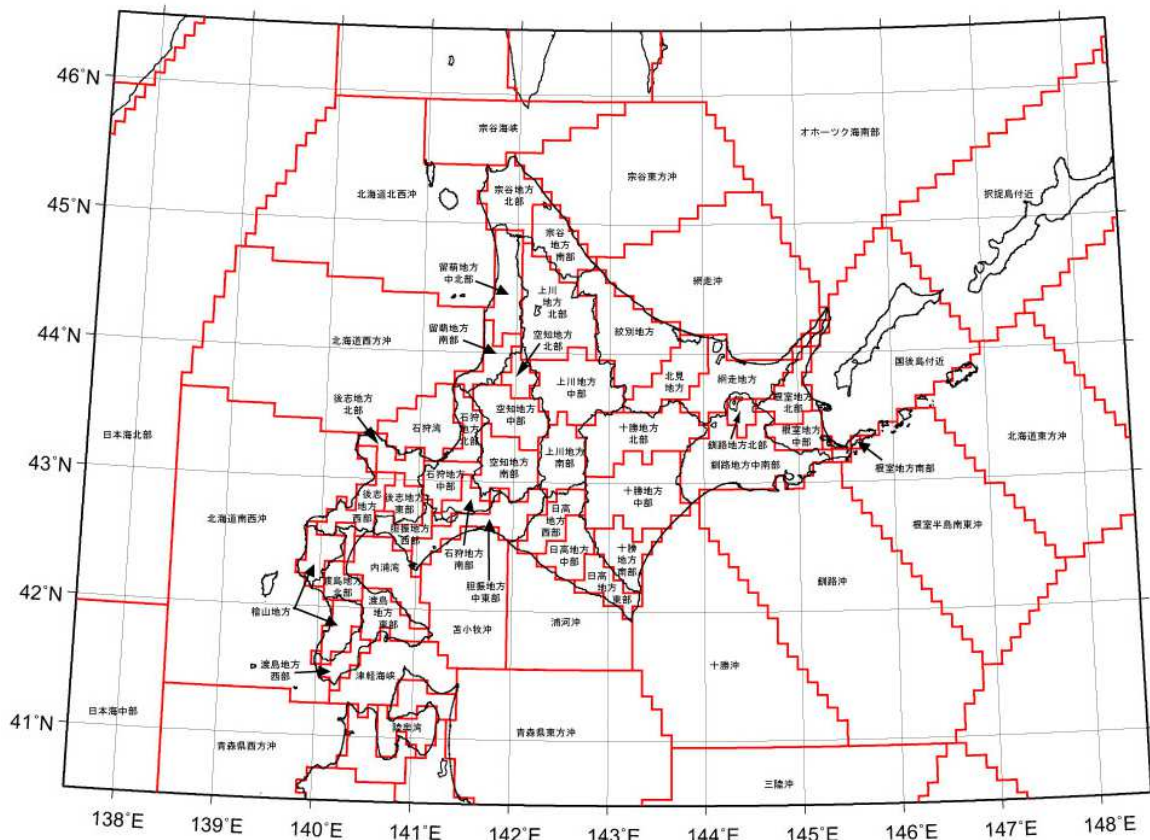
夜間、休日等において待機者または担当者が気象警報等を受けたときは、速やかに総務課長に連絡して指示を仰ぐものとする。

### 4. 地震・津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

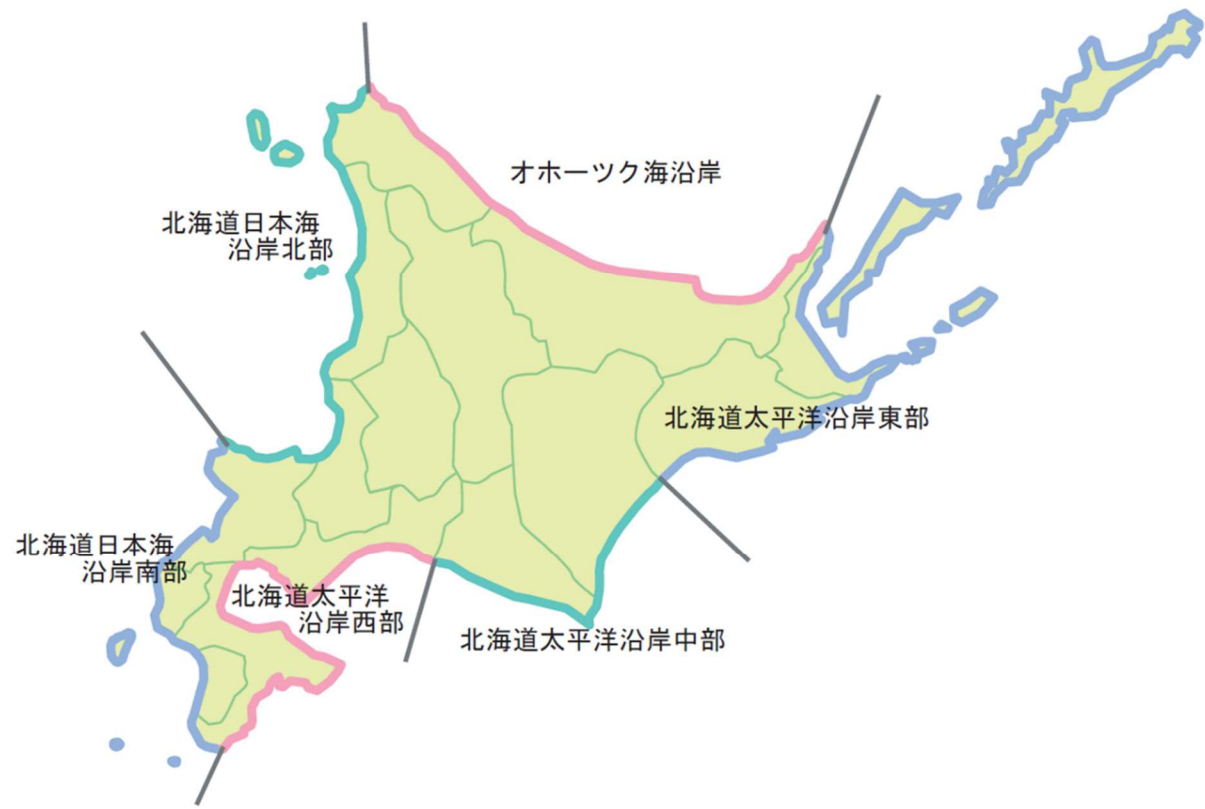
#### (1) 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



(2) 震央地名



(3) 津波予報区



別表1 気象警報等の伝達

伝達先	伝達責任者	伝達方法	備考
庁内各課等	総務課長	口頭、庁内放送	(教委へは電話口頭)
関係機関団体	〃	電話口頭	
自治会長	〃	〃	
消防署出張所	〃	〃	広報車、防災情報伝達施設(屋外スピーカー)による放送
義務教育・高等学校	教育長	〃	
保育所	健康こども課長	〃	
老人福祉施設	福祉課長	〃	

別表2 関係機関連絡先一覧

関係機関名	代表者	所在地	電話番号	備考
・網走開発建設部 遠軽開発事務所	所長	遠軽町大通北7	0158-42-2181	
・網走西部森林管理署	署長	遠軽町大通北4	0158-42-2165	
・網走建設管理部 遠軽出張所	所長	遠軽町福路	0158-42-3165	
・保健環境部 紋別地域保健室	室長	紋別市南ヶ丘1-6	0158-23-3108	
・保健環境部 紋別地域保健室遠軽支所	支所長	遠軽町大通北5	0158-42-3108	
・遠軽警察署	署長	遠軽町1条北3	0158-42-0110	
・遠軽地区広域組合 消防署湧別出張所	所長	湧別町緑町	5-2338	
・遠軽地区広域組合 消防署上湧別出張所	所長	湧別町上湧別 屯田市街地	2-4111	
・湧別郵便局	局長	湧別町緑町	5-2407	
・芭露郵便局	局長	湧別町芭露	6-2006	
・上芭露郵便局	局長	湧別町上芭露	7-2306	
・計呂地郵便局	局長	湧別町計呂地	8-2306	
・上湧別郵便局	局長	上湧別屯田市街地	2-2540	
・中湧別郵便局	局長	湧別町中湧別中町	2-2360	
・開盛郵便局	局長	湧別町開盛	2-5301	
・(株)NTT東日本 北海道東支店北見営業支店	営業支店長	北見市中央町2-18	0157-21-2250	
・北海道電力(株) 旭川水力センター遠軽土木課	課長	遠軽町大通北4	0158-42-2389	
・北海道電力ネットワーク(株) 北見支店遠軽ネットワークセンター	所長	遠軽町大通北4	0158-42-2185	
・北見バス(株)遠軽営業所	所長	遠軽町大通北1	0158-42-4115	
・湧別町農業協同組合	組合長	湧別町錦町	5-2121	
湧別町農業協同組合芭露支所		湧別町芭露	6-2131	
・えんゆう農業協同組合	組合長	上湧別屯田市街地	2-2161	
・湧別漁業協同組合	組合長	湧別町曙町	5-2011	
・遠軽地区森林組合	組合長	遠軽町南町4丁目	0158-42-0722	
・湧別町商工会	会長	湧別町中湧別中町	2-2278	
・湧別町社会福祉協議会	会長	湧別町中湧別南町	2-2197	

## 第2節 災 害 通 信 計 画

災害時における災害情報及び被害報告等の通信方法については、本計画の定めによるところによる。

## 1. 通信方法

- (1) 災害時における通信方法は、NTT の電話等及び北海道総合行政情報ネットワーク並びに町防災行政無線によることを原則とする。
- (2) 災害時における消防及び自治会長、町民からの情報通報は NTT の電話により行う。  
この場合、NTT が設定している災害時優先電話を使い通信を行う。
- (3) 災害時の現地調査、現地広報活動、応急対策、救助活動等の報告、連絡調整は町防災無線により行う。
- (4) 町防災行政無線の運用は、湧別町防災行政無線局管理運用規程及び湧別町防災行政無線局運用細則による。
- (5) 災害時におけるオホーツク総合振興局等への気象情報等の收受、状況報告、関係機関の出動要請は北海道総合行政情報ネットワークにより行う。
- (6) 災害により NTT の電話が使用不能となった場合は、NTT が衛星携帯の仮設電話を設置し、通信を確保する。

## 2. NTTの災害時優先電話の利用

災害時に非常通話、緊急電話のため市外通話をする場合は、NTT が指定している災害時優先電話を使用し通信を行う。

※災害時優先電話

名	称	電 話 番 号
湧別町役場	役場	2 - 2 1 1 3
		2 - 2 1 1 4
		5 - 3 7 6 1
		5 - 3 7 6 3
		5 - 3 7 6 4
	中湧別出張所	2 - 2 1 8 8
遠軽地区広域組合消防署	湧別出張所	5 - 2 4 8 2
		5 - 2 4 8 4
	上湧別出張所	2 - 4 1 1 1
遠軽警察署	湧別駐在所	5 - 2 3 4 2
	芭露駐在所	6 - 2 0 1 6
	上湧別駐在所	2 - 2 5 1 7
	中湧別駐在所	2 - 2 0 3 4
湧別郵便局		5 - 2 4 0 7
芭露郵便局		6 - 2 0 0 6
上芭露郵便局		7 - 2 3 0 6
計呂地郵便局		8 - 2 3 0 6
上湧別郵便局		2 - 2 5 4 0
中湧別郵便局		2 - 2 3 6 0
開盛郵便局		2 - 5 3 0 1

## 3. 無線通信施設の利用

公衆電話が利用不能の場合に利用できる無線電話施設は次のとおりである。

## ※無線局一覧

無線通信施設名	所轄機関名	所在地	備考
防災行政無線 (道総合行政情報 ネットワーク)	北海道	湧別町上湧別 屯田市街地	固定局 1基
防災行政無線 (町防災無線)	湧別町役場	湧別町上湧別 屯田市街地/ 湧別町栄町	基地局 2基 固定局 2基 車載移動局 28基 携帯移動局 22基
		湧別町芭露	移動局 1基
消防業務無線	遠軽地区広域組合 消防署湧別出張所	湧別町緑町	車載移動局 11基 携帯移動局 4基
	遠軽地区広域組合 消防署上湧別出張所	湧別町上湧別 屯田市街地	車載移動局 8基 携帯移動局 4基

## 4. 電 報

災害対策業務のための電話により電報を発信する場合、冒頭に非常電報である旨を告げ発信するものとする。

## 5. 公衆通信設備以外の通信

有線及び無線電話の使用が不能の場合は、車両等による使送とするものとする。

## 6. 通信途絶時等における措置

## (1) 北海道総合通信局による対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、1から5までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出

イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(2) 防災関係機関による対応

防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 借受希望機種及び台数
- (ウ) 使用場所
- (エ) 引渡場所及び返納場所
- (オ) 借受希望日及び期間

イ 臨機の措置による手続きを希望する場合

- (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
- (イ) (ア)及びに係る申請の内容

(3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話） 011-747-6451

別表 3

## 被害状況判定基準

被害区分		判定基準
① 人 的 被 害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) C町の者が隣接したD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し、市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死亡欄(2)(3)を参照。</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄(2)(3)を参照。</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄(2)(3)を参照。</p>
② 住 家 被 害	住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則とその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>* 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判 定 基 準
② 住家被害	一部破損	全壊、半壊、床上浸水、床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには補修を要する程度のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減耗率を乗じた額とし、家財道具は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1)被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む。)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住宅が床上浸水に達しないもの。 (1)被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家とは住宅以外の建物で、この報告中、他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1)公共建物とは、役場庁舎、集会施設等で公用又は公共の用に供する建物をいう。なお指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2)その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3)土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4)被害額の算出は、住家に準ずる。	
④ 農業被害	農地	農地被害とは、田畑が流失、埋没等のため、農耕に適さなくなった状態をいう。 (1)流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。 (2)埋没とは粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。 (3)埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4)被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するため最小限の復旧に要する費用とし、農産物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。 (1)浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物が地面に倒れている状態をいう。 (2)倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3)被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農作物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、畜舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
その他	上記以外の農業被害、家畜、果樹（果実は含まない。）、草地畜産物等をいう。	
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。



被害区分		判 定 基 準
⑤ 土 木 被 害	砂 防 設 備	砂防法第 1 条に規程する砂防設備、同法第 3 条の規程によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地 す べ り 防 止 設 備	地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路をの損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費の計上をすること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費の計上をすること。
	港 湾	港湾法第 2 条第 5 項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第 3 条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
⑥ 水 産 被 害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引き上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価格又は復旧額とする。
	漁 港 施 設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社を含む。）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
⑦ 林 産 被 害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治 山 施 設	既設の治山施設等をいう。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林 産 物	立木、素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む）等をいう。

被害区分		判 定 基 準
⑧ 衛生 被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火 葬 場	火葬場をいう。
⑨ 商 工 被害	商 業	商品、原材料等をいう。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の事項で扱う。）	
⑪社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。	
⑫社会福祉施設被害	老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。	
⑬ そ の 他	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄 道 施 設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被 害 船 舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空 港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都 市 施 設	街路等の都市施設をいう。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。	

### 第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策の実施のため、災害に関する必要な情報、被害状況報告等の収集及び通報等を円滑に行うための計画である。

#### 1. 異常現象発見時における措置

##### (1) 発見者の通報義務

災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常現象を発見した者は、速やかに役場（町職員）、警察署（警察官）、消防署（各出張所）、消防職員又は地区別情報連絡責任者（自治会長）のうち最も近いところに通報するものとする。

##### (2) 警察官等の町への通報

異常現象を発見した場合、あるいは発見者から通報を受けた警察署、消防署（消防出張所長）、地区別情報連絡責任者は、その内容を確認し直ちに町長に通報するものとする。

##### (3) 町長から各機関への通知及び住民への周知

町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により各関係機関に通報するとともに住民に対し周知するものとする。

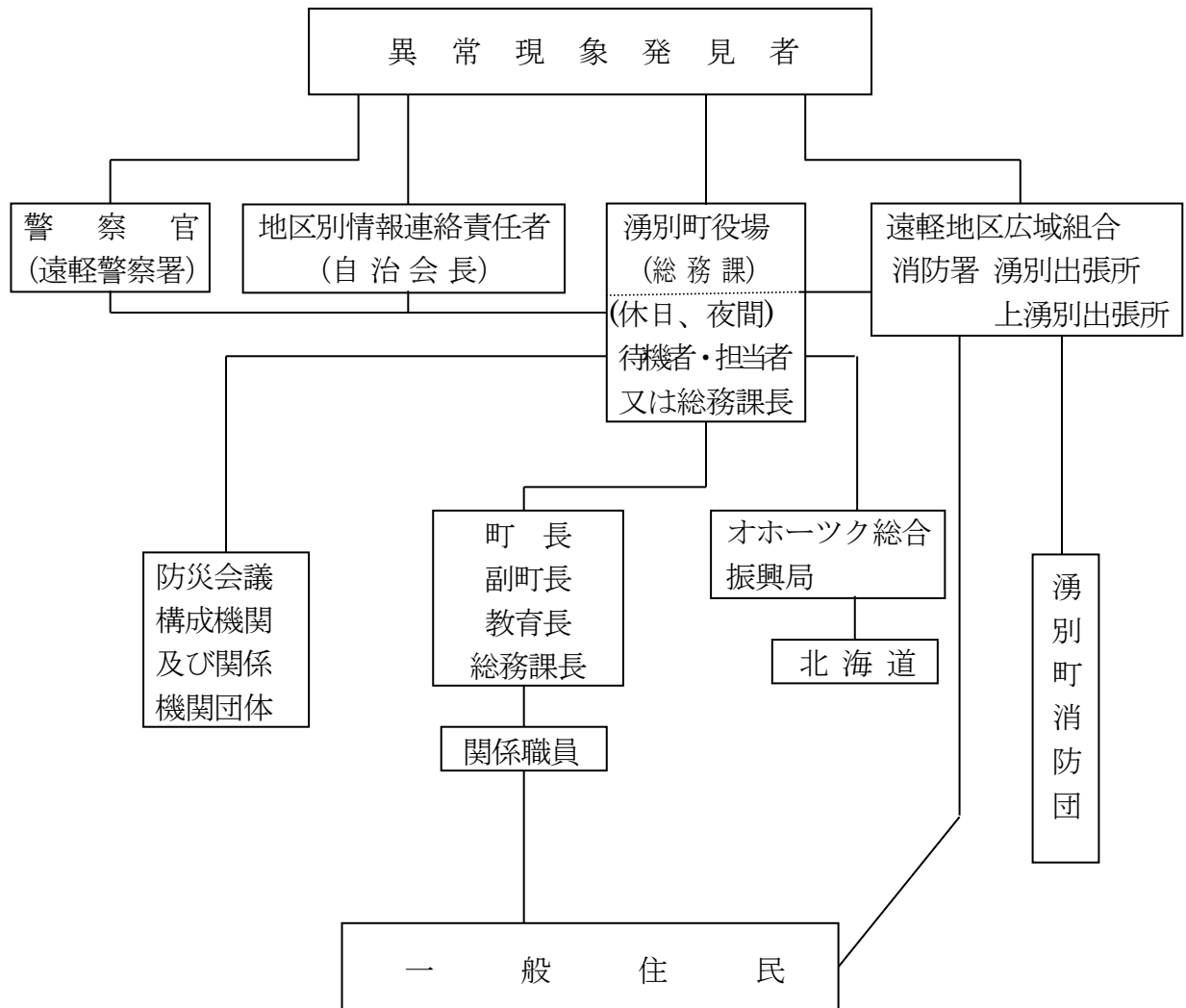
各関係機関は、「本章第1節気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに地震・津波情報の伝達計画、別表2 関係機関の連絡先一覧」に掲げる機関とする。

住民への周知は次に示す「災害情報連絡系統図」及び本章第1節の「気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統図」又は「津波警報等の伝達系統図」により実施するものとする。

##### (4) 通信の取扱い

発見者からの通報及び災害情報、被害状況等は総務課長へ報告し、その指示により事務処理をするものとする。休日、夜間にあつては待機者または担当者が受理し総務課長へ報告し、指示を受けるものとする。

※災害情報連絡系統図



## 2. 地区別情報連絡責任者

災害時の情報収集の万全を期すため、各地区別に情報連絡責任者を置く。なお、地区別情報連絡責任者は町内各自治会長が当るものとし、自治会長は地区住民と協力して警戒にあたり、情報の早期把握に努めるとともに、災害が発生したときは、直ちに役場又はその他関係機関に通報するものとする。

## 3. 災害情報等の収集及び報告

### (1) 情報の収集

災害時は、速やかに災害情報を収集し、所要の応急対策を講ずるものとする。被害状況の把握及び応急対策の実施状況等の調査収集は、各対策部から所管事項について責任をもって行い、集計等は総務対策部で取りまとめ、常に災害情報等を把握しておき、また、災害情報等の調査収集に当って必要なときは、関係地区の地区別情報連絡責任者を通じて迅速に調査収集するものとする。

### (2) 情報の報告

災害が発生してから応急措置が完了するまでの情報の報告は、次に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を知事（オホーツク総合振興局長）に報告するものとする。また、特に関係ある公共機関、団体等に対しても連絡するものとする。

なお、通信の途絶等により報告することができない場合又は直接速報基準に該当する場合には、直接、国（消防庁）に報告するものとする。

この場合において、消防庁から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き行うものとする。

直接報告する場合の連絡先

回 線		区 分	
		平日（9：30～17：45） 消防庁応急対策室	休日・夜間（左記以外） 消防庁宿直室
N	T	T	回線
		03-5253-7527	03-5253-7777
		03-5253-7537（F A X）	03-5253-7553（F A X）
消 防 防 災 無 線		7527	7782
		7537（F A X）	7789（F A X）
地域衛星通信ネットワーク		T N-048-500-7527	T N-048-500-7782
		T N-048-500-7537（F A X）	T N-048-500-7789

### 【災害情報等報告取扱要領】

災害時、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「被害情報等」という）をオホーツク総合振興局長に報告するものとする。

#### 1 報告の対象

災害情報等の報告の対象はおおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。

- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要するものと思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で湧別町が軽微であっても総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度 4 以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害

## 2 報告の種類及び内容

### (1) 災害情報

災害時は、別表 1 の様式により速やかに報告すること。この場合災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。

### (2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住宅を除く）については除くものとする。

#### ア 速報

被害発生後直ちに別表 2 の様式により件数のみ報告すること。

#### イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表 2 の様式により報告すること。なお報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の期日等について特に指示があった場合はその指示によること。

#### ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15 日以内に別表 2 の様式により報告すること。

### (3) その他の報告

災害の報告は(1) 及び(2) による他、法令等の定めに従いそれぞれ所要の報告を行うものとする。

## 3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、（別表 2）文書により報告するものとする。

## 4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表 3 のとおりとする。

## 5 災害情報等連絡責任者

責任者 — 総務課長、 代理者 — 総務課 課長補佐・主幹

別表 1

災害時は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 時 限	月 日 時現在	発 受 信 日 時	月 日 時 分	
発 信 機 関 (振興局・市町村名等)		受 信 機 関 (振興局・市町村名等)		
発 信 担 当 者 (職・氏名)	印	受 信 担 当 者 (職・氏名)	印	
発 生 場 所				
発 生 日 時	月 日 時 分	災 害 の 原 因		
気 象 等 の 状 況	雨 量 河 川 水 位 潮 位 波 高 風 速 そ の 他			
交 通 ・ 通 信 ・ 水 道 等 の 状 況	道 路 鉄 道 電 話 水 道 (飲料水) 電 気 そ の 他			
(1) 災害対策本部 の設置状況	(名 称) (設置日時)	月 日 時 分	設置	
(2) 災害救助法適用 の状況	地 区 名	被 害 棟 数	罹 災 世 帯	罹 災 人 員
	(救助実施内容)			

応 急 措 置 の 状 況	(3)避難の状況	高 齢 者 等 避 難	地 区 名	被 害 棟 数	人 員	時 間
		避 難 指 示				
状 況	(4)自衛隊派遣要請の状況					
	(5)その他措置の状況					
措 置	(6)応急対策 出動人員	(ア) 出動人員			(イ) 主な活動状況	
		市 町 村 職 員		名		
		消 防 職 員		名		
		消 防 団 員		名		
		そ の 他 (住 民 等)		名		
		計		名		
そ の 他		(今後の見通し等)				

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。



別表 2

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時			月 日 時 分			災害の原因			月 日 時 現在		
災害発生場所			湧 別 町								
発信	機関(市町村)名			機関(市町村)名			受信	職・氏名			
	職・氏名			職・氏名				受信日時			
	発信日時			月 日 時 分				月 日 時 分			
項 目		件数等	被害金額(千円)		項 目		件数等	被害金額(千円)			
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		道 工 事	河 川	箇所				
	行方不明	人				海 岸	箇所				
	重 傷	人				砂防設備	箇所				
	軽 傷	人				地すべり	箇所				
	計	人				急傾斜地	箇所				
② 住家被害	全 壊	棟			⑤ 土木被害	道 路	箇所				
		世帯				橋 梁	箇所				
	半 壊	棟				小 計	箇所				
		世帯				市 町 村 工 事	河 川	箇所			
	一部破損	棟				道 路	箇所				
		世帯				橋 梁	箇所				
	床上浸水	棟				小 計	箇所				
		世帯				港 湾	箇所				
	床下浸水	棟				漁 港	箇所				
		世帯				下 水 道	箇所				
計	棟	公 園	箇所								
世帯	崖くずれ	箇所									
人	計	箇所									
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟		⑥ 水産被害	沈没流出	隻				
		その他	棟			破 損	隻				
	半壊	公共建物	棟			計	隻				
		その他	棟			漁 港 施 設	箇所				
	計	公共建物	棟			共同利用施設	箇所				
その他	棟	その他 施設	箇所								
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha	⑦ 林業被害	道 有 林	林地	箇所			
			浸冠水	ha			治山施設	箇所			
		畑	流失・埋没等	ha			林 道	箇所			
			浸冠水	ha			林 産 物	箇所			
	農作物	田	ha	その他		箇所					
		畑	ha	小 計		箇所					
	農業用施設	箇所				一 般 民 有 林	林地	箇所			
	共同利用施設	箇所					治山施設	箇所			
	営農施設	箇所					林 道	箇所			
	畜産被害	箇所					林 産 物	箇所			
その他	箇所	その他			箇所						
計		小 計	箇所								
		計	箇所								

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)	
⑧ 衛生被害	水 道	箇所		⑪ 社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公 立	箇所	
		個 人	箇所			法 人	箇所	
	清 掃 施設	一般廃棄物処理	箇所		計	箇所		
		し尿処理	箇所					
火 葬 場		箇所						
計		箇所						
⑨ 商工被害	商 業	件		⑬ その他	鉄道不通	箇所	—	
	工 業	件			鉄道施設	箇所		
	そ の 他	件			被害船舶(漁船除く)	隻		
計	件		空 港		箇所			
⑩ 公立文教施設被害	小 学 校	箇所			水 道	戸	—	
	中 学 校	箇所			電 話	回線	—	
	高 校	箇所			電 気	戸	—	
	その他文教施設	箇所			ガ ス	戸	—	
計	箇所		ブロック塀等		箇所	—		
					都市施設	箇所	—	
				計		—		
				被 害 総 額				
公共施設被害市町村数		団体		火災発生	建 物	件		
罹災世帯数		世帯			危 険 物	件		
罹災災者数		人			そ の 他	件		
消防職員出動延人数		人		消防団員出動延人数		人		
災害対策本部の設置状況	道(支庁)							
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名								
備 考								